

AGM 対策の取組について(不在証明機関)

- 米国、カナダ、チリ、ニュージーランド及びアルゼンチン(以下、「AGM 規制国」という。)などは東アジアに分布するアジア型マイマイガ(以下、「AGM」という。)が船舶を経路として自国に侵入することを警戒しています。
- このため、AGM 規制国は AGM 規制対象地域の港へ AGM 飛翔期間に寄港した船舶に対し、AGM 規制国が公認する検査機関が発給する AGM 不在証明書の提示を要求しています。
- AGM 不在証明書を発給する検査機関(以下、「不在証明機関」という。)におかれては、的確な検査を実施いただくとともに、これまでの検査で AGM 卵塊が発見される傾向にある場所は特に綿密な検査をお願いします。

1. 的確な船舶検査の実施依頼

- これまでの米国又はカナダの検査で AGM 卵塊が発見された事例の中には、不在証明機関による船舶検査後に AGM 卵塊が付着したことが原因と考えられるものがあります。船舶検査後に AGM 卵塊の付着を避けるため、可能な限り出港と近接したタイミングで船舶検査を実施するようお願いします。

(参考)

ニュージーランドは、船舶の出港日と同じ日の明るい時間帯に船舶検査を実施して発行した AGM 不在証明書を有効とみなし、ニュージーランド到着時に一般検査を実施するとしています。また、ニュージーランドは、AGM 不在証明書を有効とみなさない場合、航海中の自主点検等についてリスク評価し、許容できるレベルであれば、一般検査を実施するとしています。許容できるレベルでない場合や AGM 不在証明書を取得していない場合は、一般検査よりも綿密な検査や沖合での綿密な検査が実施されます。

- また、日頃から港湾及びその周辺における AGM の発生状況に注意するとともに、検査対象船舶の寄港歴や船舶の自主点検状況から AGM 卵塊の付着の可能性を事前に検討し、船舶検査に要する時間や要員を適切に確保するなど、的確な船舶検査が実施できるよう船舶関係者と調整をお願いします。
- 2012 年以降、米国及びカナダにおける検査で、AGM 卵塊が発見された事例の中には、不在証明機関の検査において見落としがあったと結論づけざるを得ないケースもあったところです。不在証明機関は、船舶検査で AGM 卵塊が発見される傾向にある場所は特に綿密に検査するようお願いします。

- カナダ船舶検査資料等(資料1～5)や船舶検査経験豊富な者を講師に研修を行うなど船舶検査担当者の一層の技術向上に取り組むようお願いいたします。

(参考)日本での船舶検査における見落としと結論づけざるを得ない事例

日本での船舶検査は AGM 飛翔期間外の冬期間の港で実施。前日の吹雪の影響で船舶上に積雪がある中で船舶検査を実施せざるを得なかったため、デッキ下部の検査が的確に行えなかった。米加側の検査で、日本での船舶検査が的確に行えなかったデッキ下部から卵塊が発見された。

2. 船舶関係者に対する航海中の自主点検等の要請

- 出港が船舶検査の翌日になる場合などは、船舶検査後に AGM が飛来し船舶に卵塊が産み付けられる可能性があります。不在証明機関は、船舶関係者に対し以下のことを伝え、航海中に自主点検等を実施するよう要請をお願いします。
 - ・ 船舶検査の状況及び結果
 - ・ 航海中の自主点検のポイント(資料1～5)
 - ・ AGM 卵塊を発見した場合の措置
 - ・ 米国やカナダ等の検査で AGM 卵塊が発見された場合は、沖合での検査、入港の遅延、入港の拒否などの措置がとられる可能性があること
 - ・ 航海中の自主点検の結果を米国やカナダなどに伝えられるようにしておくこと
- 以下のような場合には、船舶関係者に対し、より一層綿密な航海中の自主点検を実施するよう要請をお願いします。(資料6)
 - ・ 夜間や船舶検査の翌日以降に出港する場合
 - ・ 船舶検査中に船舶周辺や港湾において AGM の飛翔が確認された場合
 - ・ 船舶検査が視界不良等の検査結果に影響を及ぼしうる状況下で行われた場合

(参考)

ニュージーランドは、船長責任の下、確認すべき場所、卵塊の処分手順等の知識を持った乗組員が航海中の自主点検を実施した旨の報告がニュージーランド側にあった場合、「容認できる(acceptable)」レベルと評価することとしている。

3. 船舶検査に係る情報の提供依頼

- 船舶検査で AGM 卵塊を発見した場合や船舶関係者により一層綿密な航海中の自主点検を行うよう要請した場合は、当該船舶に係る AGM 不在証明書、チェックリスト、寄港歴を速やかに農林水産省に情報提供するようお願いいたします(資料6参照)。

○ チェックリスト又は実績簿の記載は、以下についても付記するようお願いいたします。

・ 船舶検査を実施した港への入港日時、船舶検査を実施した日時、出港日時、米国又はカナダへの入港予定日

・ AGM を発見した場合は、AGM を発見した場所及び除去した卵塊(頭)数

・ 船舶関係者により一層綿密な航海中の自主点検を行うよう要請した場合は、その理由及び要請した内容

例:検査を霧が発生している中で実施。双眼鏡で卵塊の付着の有無の確認を行った箇所(マスト、煙突)を船員に示し、その場所はより一層綿密に点検するよう要請

・ チェックリスト及び実績簿の検査港及び検査地点欄は、バース名まで記載すること

例:「名古屋港 ○○ふ頭 3番バース」

○ 不在証明機関から提供された情報は、米国やカナダにおける検査計画策定に資するため、当方から在京米国大使館及び在京カナダ大使館に提供することとしています。

○ 不在証明機関の検査で AGM 卵塊が発見された場合、不在証明機関における検査計画の検討等に資するため、当該船舶の寄港地、寄港時期、卵塊の付着の程度等の情報を共有することとしています。

4. AGM 飛翔期間外の AGM 成虫の発見情報の提供依頼

○ AGM 飛翔期間外に AGM 成虫が発見される事例があれば、速やかに農林水産省に情報提供をお願いします。

○ AGM かどうかの確認は、植物防疫所に依頼することも可能です。確認を依頼する場合は、成虫の画像や捕獲した成虫の提供をお願いします。(資料7)

○ 最寄りの植物防疫所は、植物防疫所ホームページから確認できます。

[<http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html>]

5. 2015 年から新たに実施をお願いしている取組

○ 不在証明機関の検査で AGM が発見された場合は3. の情報に加え、AGM の発見状況(発見された AGM の様子、港湾での目撃情報 等)についても、農林水産省に情報提供していただくようお願いします。

○ AGM の発見状況等から、AGM 卵塊が付着したと考えられる港(AGM が発生していると思われる港)が特定できた場合は、農林水産省から不在証明機

関にその情報を提供します。当該港での船舶検査や当該港に寄港歴のある船舶に対しては、より綿密な船舶検査を実施する等の対応をお願いします。

(参考1)AGM 規制国が定める我が国の AGM 飛翔期間

港 湾 所 在 地 域	AGM飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県	6月15日～10月15日
新潟県、富山県、石川県、福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月1日～9月30日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	5月15日～8月31日
香川県、徳島県、愛媛県、高知県	
福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	
沖縄県	5月25日～6月30日

(参考2)農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_yusyutu/agm/

本件に関するご質問等につきましては、以下の連絡先までご連絡ください。

農林水産省消費・安全局植物防疫課 AGM 担当

TEL (03) 3502-8111(内線 4565)

カナダ船舶検査資料とAGMの習性を考慮した船舶検査

カナダ船舶検査資料…カナダ食品検査庁の船舶検査ビデオ

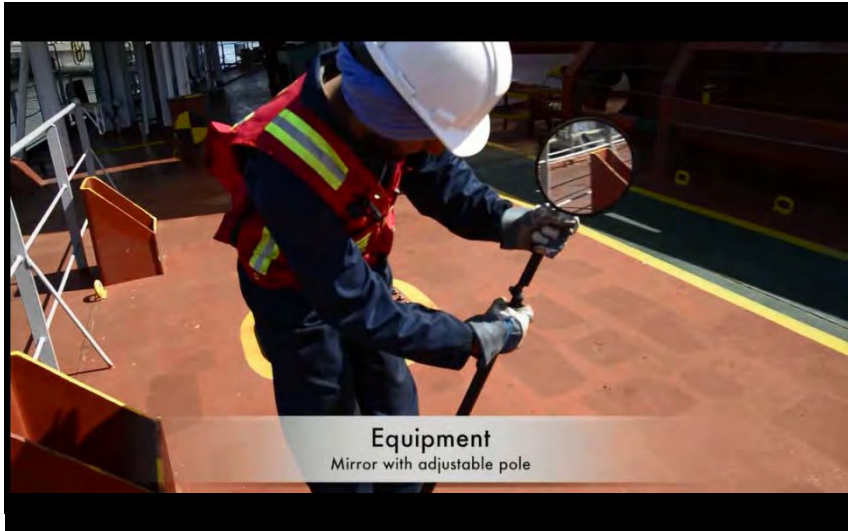


Canadian Food Inspection Agency Ship Inspection for Asian Gypsy Moth



Canada
Canadian Food Inspection Agency

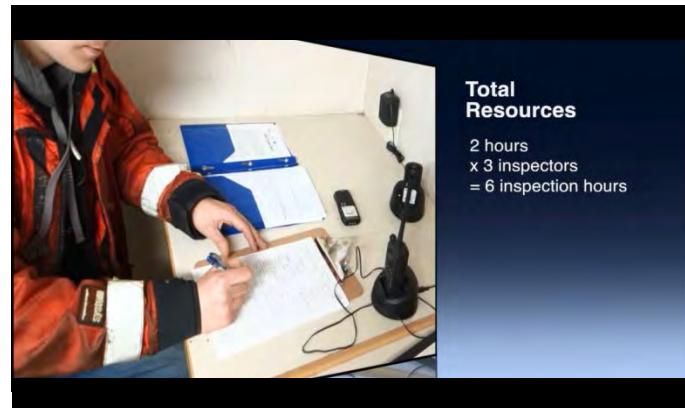
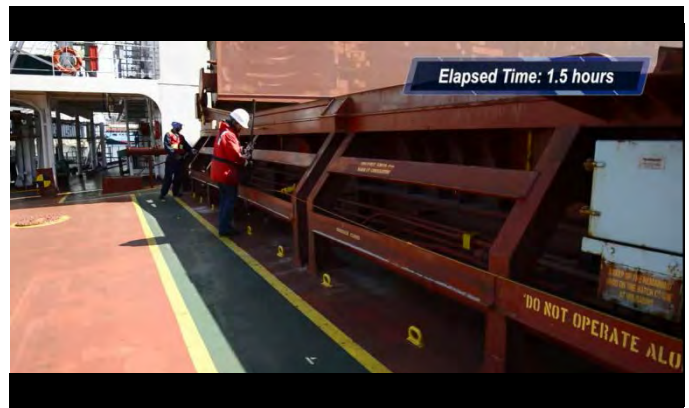
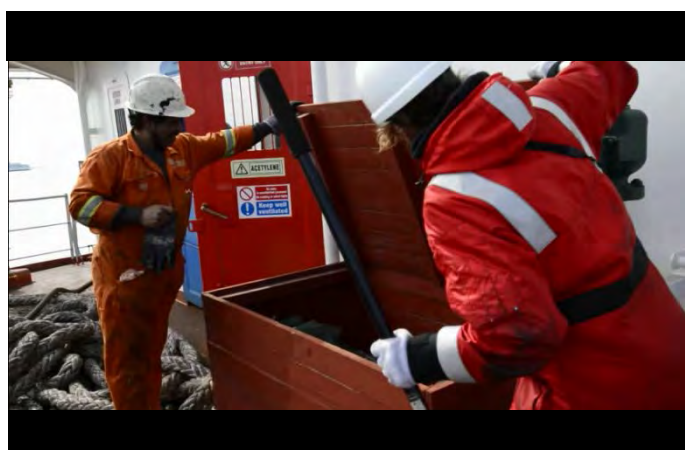
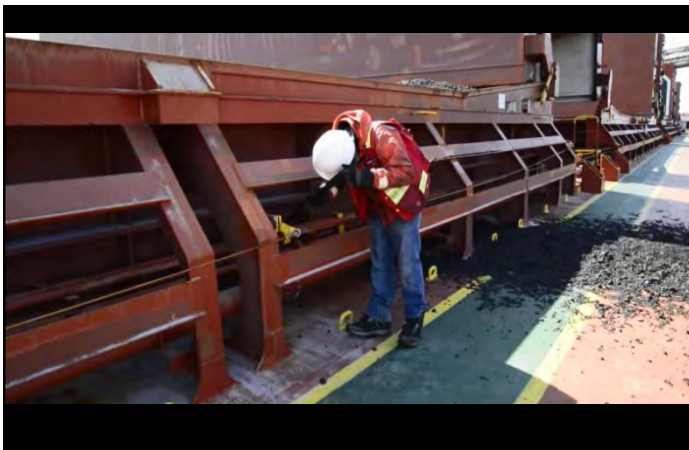
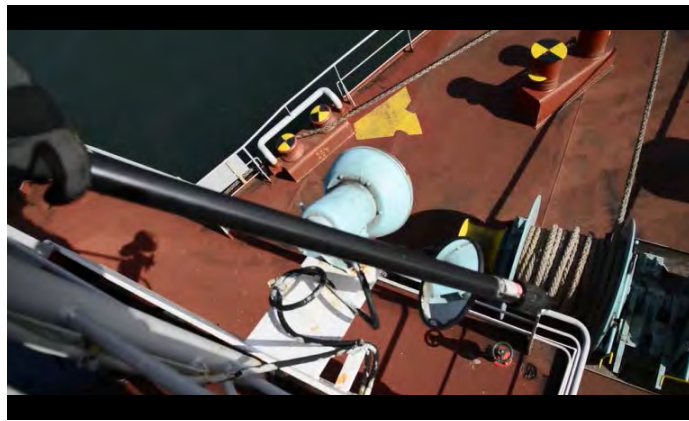
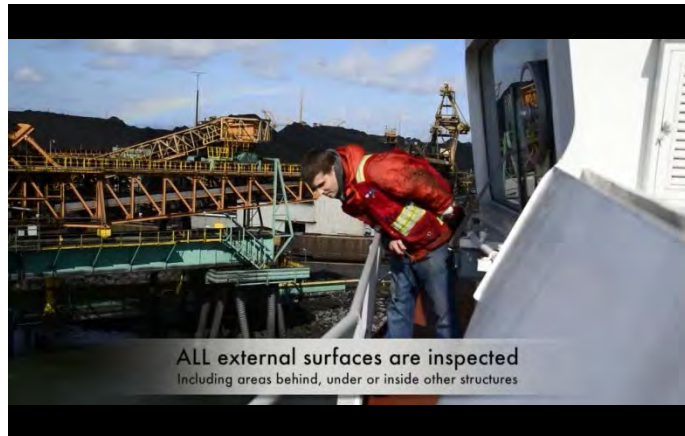
装備



Equipment

Mirror with adjustable pole

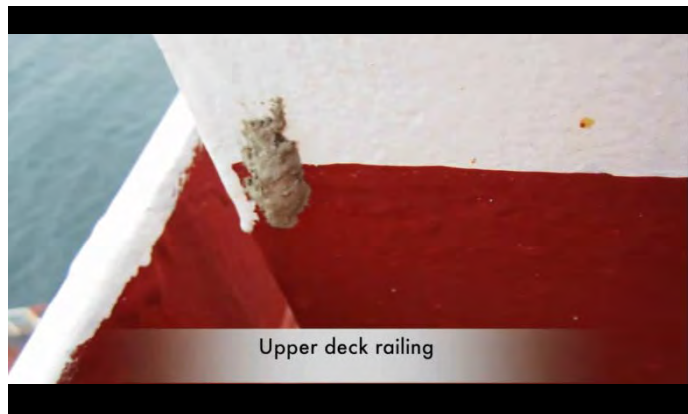
検査風景



卵塊発見事例



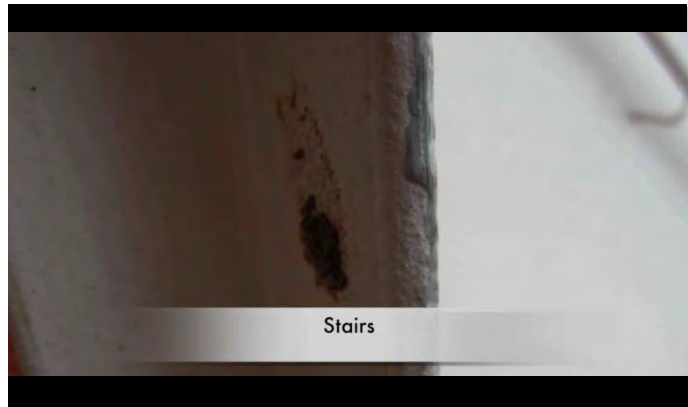
Upper deck railing



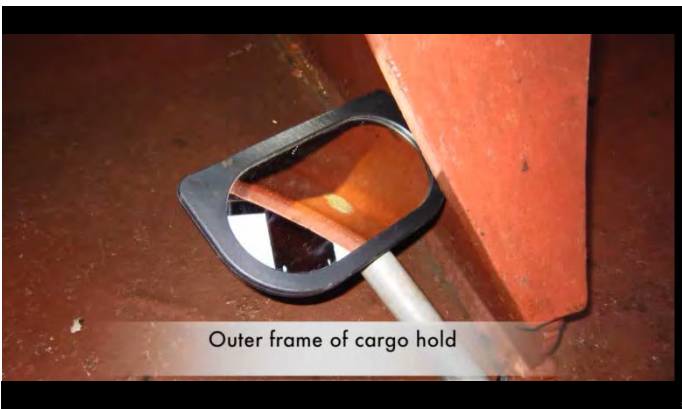
Upper deck railing



Stairs



Stairs



Outer frame of cargo hold



Outer frame of cargo hold



Aft mooring station



Aft mooring station

AGMの習性を考慮した船舶検査の重点ポイント

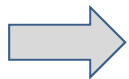
米国はAGM雌成虫の習性から検査を重点的に行う場所を決定
重点的に検査をする箇所としてCabinets、Ropes、Steel shelves、
Doorwaysを提示

日本の船舶検査でもAGMの習性を考慮し、付着しやすい箇所には重点的に検査を実施することが重要

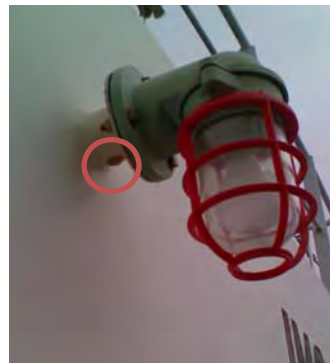
AGMの習性

- 夜間に光に誘引され船舶に飛翔
- 日中は隙間等に隠れ、あまり動かない
- 風雨にさらされない箇所で産卵
- 産卵後、産卵箇所をほとんど離れること無く死滅

○夜間に光に誘引され船舶に飛翔



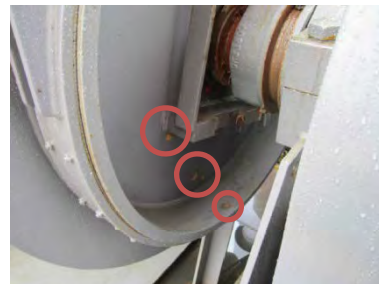
光源付近はAGM卵塊が付着しやすい (画像：米加発見事例)



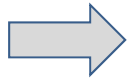
- 日中は隙間等に隠れ、あまり動かない
- 風雨にさらされない箇所で産卵



船舶の隙間、囲われた空間部にAGM卵塊が付着しやすい
(画像：米加発見事例)



○産卵後、産卵箇所をほとんど離れること無く死滅



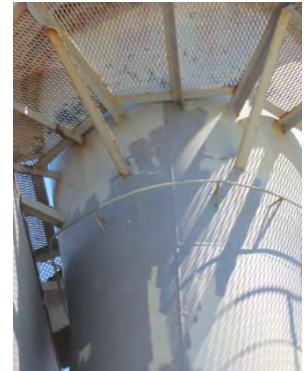
船舶検査で雌成虫の死虫が発見された場合、周囲に卵塊が付着している可能性（画像：日本発見事例）



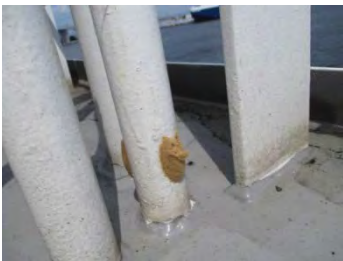
(写真提供：日本海事検定協会)

その他

上記以外の場所でもAGM卵塊は発見されているため、船員等に同行を要請し、まんべんなく船舶検査を実施することも重要
(画像：米加発見事例)



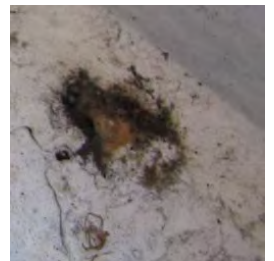
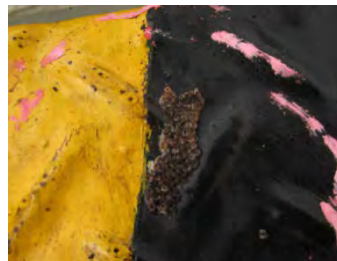
産卵直後と時間の経過した卵塊では鱗毛がない等様子が異なり発見が困難であるため、寄港歴や船員の聞き取りから古い卵塊が付着している可能性のある船舶の検査には注意を払う
また、米加は卵塊の取り残しについても厳しく確認しているため、取り残し無く除去すること



(写真提供：日本海事検定協会)



(写真提供：全日検)



日本の船舶検査で発見された産卵直後の卵塊

産卵から時間の経過した卵塊（左：日本発見事例、中・右：米加発見事例）

米加におけるAGM卵塊発見事例

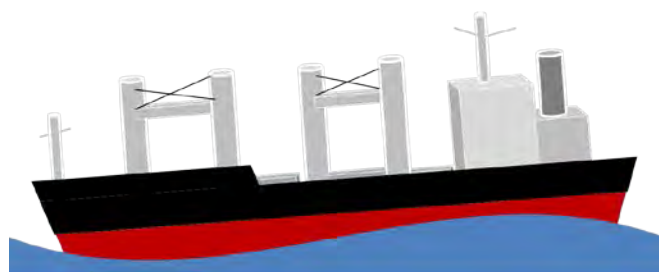
○米加の入港時の検査でAGM卵塊が発見された箇所は、船舶検査あるいは船舶側の自主点検でAGMの発見に至らなかった箇所であるため、当該箇所については、重点的に検査及び点検を実施する必要がある。

2014年の米加の検査でAGM卵塊が発見された事例

○2014年に米加の検査でAGM卵塊が発見されたと報告があった船舶は36隻（米国14隻、カナダ20隻、両国2隻）。
そのうちの11隻の発見状況については、次頁のとおり。

米加の検査で複数の船舶でAGM卵塊が発見された箇所

- 係留索（付近）
- ライト付近
- 救命ボート付近
- マット、パレット、シート等の船舶構造物外のもの
- 貯蔵庫、扉口等の囲われた空間部
- キャットウォーク
- ギャングウェイ



事例1 船種：CAR CARRIER 検査国：カナダ 卵塊発見個数: 3個
卵塊発見箇所：Top of light structure in bow mooring



事例2 船種：BULK CARRIER 検査国：カナダ 卵塊発見個数：1個
卵塊発見箇所：Under the rim of the magnetic compass on monkey island



事例3 船種：BULK CARRIER 検査国：カナダ 卵塊発見個数：2
卵塊発見箇所：Bridge deck port-side under light on forward side /
Aft superstructure port-side on deck near stairway



事例 4 船種：CONTAINER CARRIER 検査国：カナダ 卵塊発見個数：2個
卵塊発見箇所：On deck F near stairwell, On deck D near stairwell, both on port side



事例5 船種：CONTAINER CARRIER 検査国：米国 卵塊発見個数：2個
卵塊発見箇所：Superstructure, bridge window weather deck, port side

